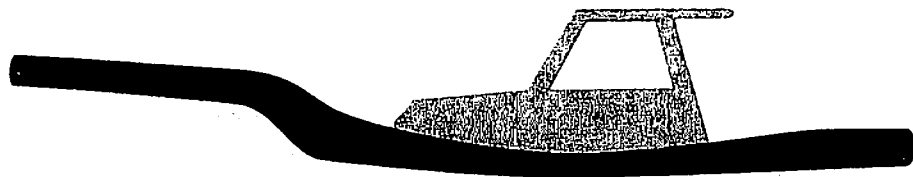


燃油・資材高騰などに対する経営のセーフティネットとして活用したい!

漁業者が使える制度資金は?



漁船の建造や
改修など長期で
借りられる
資金は?

養殖で使う種苗と
か生簀とかの資金
で、5年位で返した
いんだけど?

燃油や漁具・漁網
などが高くて
なんとかしたい?

漁師になりたい・
独立したいけど、
資金が無い?

担保が無い
場合はどうした
らいいの?

漁業金融制度の概要

漁業近代化資金

漁業者に必要な施設資金を、漁協や信漁連等を通じて低利(2%前後)で融資する資金で、主に漁船、漁具、繁殖施設、繁殖用稚苗、餌・薬品等が対象となっています。

- 貸付限度額(主なもの)

漁船漁業(20トン未満)	9千万円	(20トン以上)	3億6千万円
繁殖業(個人)	9千万円	(法人)	1億8千万円
複合経営	1億5千万円	漁協等	12億円
- 償還期限(据置期間) 5年～15年(2年～3年)

沿岸漁業改善資金

沿岸漁業の経営等の改善及び青年漁業者等の養成確保等に必要な資金を都道府県が無利子で融資するものです。次の資金種類があります。

経営等改善資金：経営や操業状態の改善のための推進機関、レーダーなどの航海機器、つり機、クレーンなどの漁ろう機器、救命いかだなどの安全対策施設等の導入に必要な資金

生活改善資金：生活の合理化や住居利用方法の改善のためのし尿浄化装置の設置、住宅居室・浴室等の改造等に必要な資金

青年漁業者等養成確保資金：青年漁業者等の研修や、新たに沿岸漁業を始めるための漁船や機器等の購入に必要な資金

- 貸付限度額 10万円～5千万円
- 償還期間(据置期間) 2～10年(0～3年)
 - 農工商等連携促進法の特例 5～12年(3～5年)
 - 農林漁業バイオ燃料法の特例 5～12年(1～3年)

(株)日本政策金融公庫資金の水産関係資金

(株)日本政策金融公庫は、長期かつ低利(2%前後)の資金を農林漁業及び食品産業を営む者に融通しています。政策金融公庫資金には、水産関係の主な資金として次のような資金があります。

漁船資金：漁船(原則20トン以上)の改造、建造又は取得に必要な資金

漁業経営改善支援資金：経営の改善を図ろうとする漁業者向けの資金で漁船建造や施設整備、長期運転資金など、漁業の生産力の増大や生産性向上を図るために必要な資金

農林漁業施設資金：漁具や海面繁殖施設等、農林水産大臣が指定した施設の改良、造成、取得のための資金(主務大臣指定施設)

漁業経営安定資金(再建整備)：民間金融機関の負債を整理し、経営の再建を図ろうとする沿岸漁業者のための資金

漁業経営安定資金(償還円滑化)：政策金融公庫資金の負債を整理し、新たに漁船を取得して生産性の向上を図ろうとする漁業者のための資金

農林漁業セーフティネット資金：不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等の不測の事態より経営が悪化した漁業者に対する長期運転資金

資金の対象及び貸付限度額等

	貸付対象者	貸付限度額	償還期限(据置期間)
漁船資金	漁業者、漁協	4億5千万円～11億円(融資率80%)	原則12年(3年)
漁業経営改善支援資金	改善計画の認定を受けた漁業者	1千万円～160億円(融資率原則80%)	15年(3年)
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)	漁業者	2千万円～6億円(融資率80%)	15年(3年)
漁業経営安定資金(再建整備)	再建整備計画の認定を受けた沿岸漁業者	750万円～4千5百万円	20年(3年)
漁業経営安定資金(償還円滑化)	漁業経営安定計画の認定を受けた漁業者	計画期間中の負債の償還に必要な額又は漁船の隻数に応じて算定した金額の、どちらか低い額	15年(3年)
農林漁業セーフティネット資金	漁業者	300万円(簿記記載等を行っている場合は、年間経営費の12分の3に相当する額まで増額可)	10年(3年)

漁業経営維持安定資金

経営が困難に陥っている中小漁業者に対し、その経営の再建を図るため緊急に必要な固定化債務の整理等のための資金を、漁協や信漁連等を通じて低利で融資するものです。

- 貸付限度額 漁船漁業 4千万円～4億円 繁殖業 4千万円 定置漁業 4千万円～8千万円
- 償還期限(据置期間) 原則10年(3年)

漁業経営改善促進資金

経営改善のための措置を行う中小漁業者に対し、その経営の改善に必要な運転資金を、漁協や信漁連等を通じて低利で融資するものです。

- | | | | |
|---------|------|-------------|-----------|
| 1 貸付限度額 | 漁船漁業 | 3千万円～1億9千万円 | |
| | 養殖業 | 3千万円 | 定置漁業 4千万円 |
| 2 償還期限 | 1年 | | |

省エネルギー推進緊急対策資金

本資金は、燃油高騰に伴い必要となる運転資金の需要に対応するとともに、省エネルギー型の経営体質への転換を促すために必要な資金を、漁協や信漁連等を通じて最大限無利子で融資するものです。

- | | | | |
|--------------|--|--|--|
| 1 貸付限度額 | 35万円～1億3千5百万円(漁業種類別・使用漁船の合計総トン数区分別に設定) | | |
| 2 償還期限(据置期間) | 5年(1年) | | |

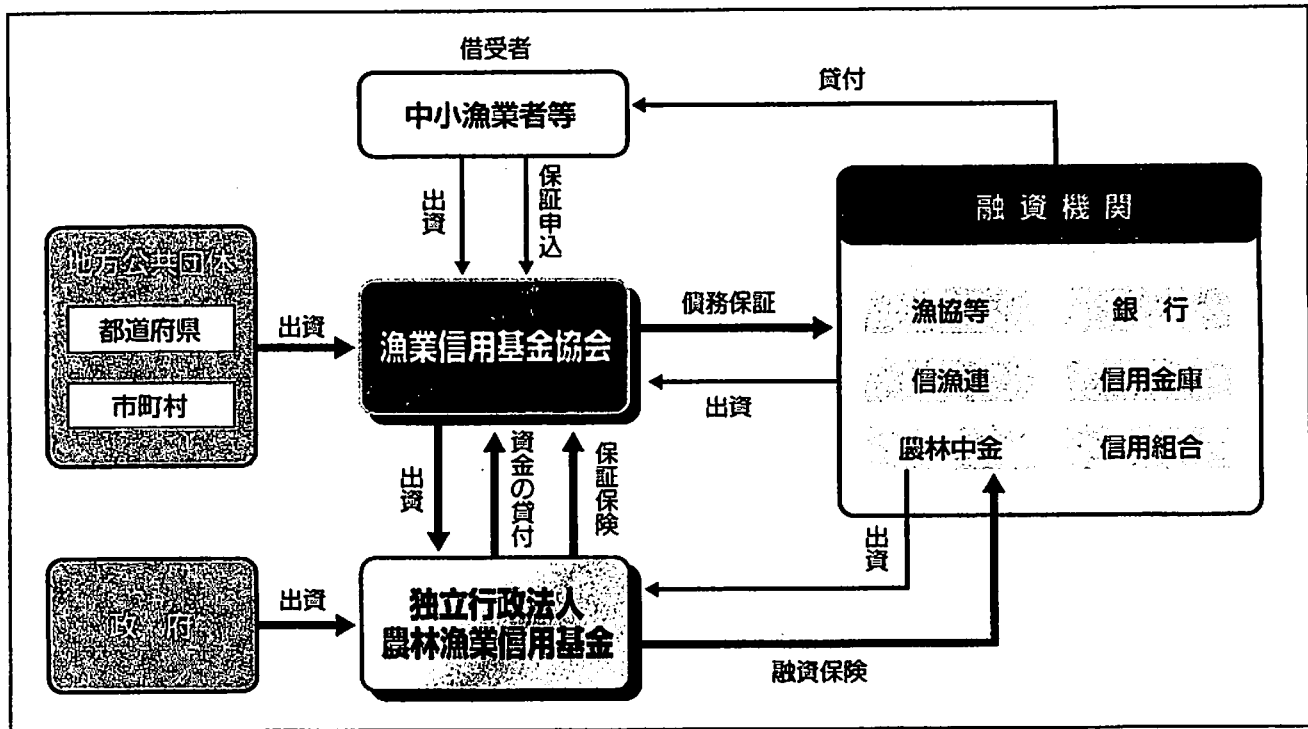
中小漁業融資保証保険制度の概要

1. 制度のあらまし

中小漁業者の皆さんが漁業経営に必要な資金(設備資金、運転資金)の融資を受ける際の保証について、原則として各都道府県に1箇所ずつ設置された漁業信用基金協会が、資金種類別に決めた保証料等を徴収して保証を行うものです。

なお、この仕組みは中小漁業融資保証法に基づき定められているもので、協会が行う保証の7～8割は農林漁業信用基金の保険に付されています。

2. 仕組図



(監修:水産庁経営課)

JF全漁連 燃油高騰等対策室

Tel. 03 (3294) 9615 Fax. 03 (3294) 9602

Eメール shownenyu@zengyoren.jf-net.ne.jp

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル6F JF全漁連内 〒101-8503